

韓国による日本産水産物等への輸入規制強化の概要 (平成25年9月9日～)

1. 8県産水産物の輸入禁止措置の拡大

従前の輸入禁止品目		強化後の輸入禁止品目	
福島県	イカナゴ、マダラ、ヤマメ等49種	福島県	すべての水産物について輸入禁止
茨城県	ニベ、マダラ、ウナギ等10種	茨城県	
群馬県	ヤマメ等2種	群馬県	
宮城県	スズキ、マダラ等9種	宮城県	
岩手県	スズキ、マダラ等6種	岩手県	
栃木県	ウグイ等3種	栃木県	
千葉県	フナ、コイ2種	千葉県	
青森県	マダラ1種	青森県	

2. 日本産食品の追加検査措置の拡大

従前の措置	強化後の措置
<p>水産物・畜産物については、韓国側の検査でセシウム又はヨウ素が検出された場合でも、<u>100Bq/kg以下であれば、輸入可能</u></p> <p>(注)農産物・加工食品は、従前から、少しでもセシウム又はヨウ素が検出された場合にはストロンチウム、プルトニウム等の検査証明書を追加で要求</p>	<p><u>すべての食品(水産物・畜産物含む)について、韓国側の検査で少しでもセシウム又はヨウ素が検出された場合には、ストロンチウム、プルトニウム等の検査証明書を追加で要求</u></p>